

部活動運営方針

(1) 部活動の方針とねらい

- ①学校生活を楽しく、豊かなものにするために、学年・学級を離れて興味・関心を同じくする生徒によって組織し、共通の目標実現に向かって協力し合う態度を育てるとともに、技能を磨き、創造力・実践力のある心豊かな生徒を育てる。
- ②スポーツや文化・芸術に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成及び望ましい集団の形成に資するとともに思いやりの心や「文武両道」の精神を養う。
- ③生徒にとっても教師にとっても、活動が過度の負担にならず、上記①②のねらいの実現及び生徒の健全な成長並びに教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図る。

(2) 位置付け

本校の部活動は教職員・外部指導者・生徒とで活動するものであり、学校教育活動の一環として実施する。

(3) 部活動の組織について

- ①原則として生徒全員が加入するものとする。
※ただし、スポーツクラブ等に加入している生徒については、保護者・生徒本人と学校側とで、加入について話し合い、決定するものとする。
- ②原則として、全教員（校長を除く）が設置された部の1つを担当し、顧問（監督）として活動する。但し、副顧問として2つの部をサポートする場合もある。
- ③設置する部は、施設・設備、教員数、生徒数、予算、保護者・地域の要望等を考慮して定める。
- ④令和4年度設置部及び顧問

| 部 | 男女別 |
|---------|-----|
| 陸上競技部 | 男・女 |
| 野球部 | 男・女 |
| 剣道部 | 男・女 |
| バレーボール部 | 女 |
| 文化部 | 男・女 |
| 音楽部 | 男・女 |

⑤登録までの手順

- 1) 対面式で部活動の説明・勧誘（4/8）
- 2) 入部届用紙及び保護者同意書配布（4/8）
- 3) 見学及び体験入部期間（4/8～4/19）
- 4) 入部届用紙及び保護者同意書提出締め切り（4/20）
- 5) 部活動組織会・登録決定（4/22）

(4) 運営規程

下記「小学校期の文化・スポーツ活動等及び中学校期の部活動の方針」(弘前市・弘前市教育委員会)に従う。

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以

下を基準とする。

- ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。)
- イ 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日をほかの日に振り替える。
- ウ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。
- エ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- オ 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- カ 主要な大会等の時期を「ハイシーズン」として活動できることとするが、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保する。 [中学校期編 3適切な休養日等の設定 より抜粋]

※留意点

- ①活動日は週5日を越えないようにする。
- ②祝日・土日の2日連続の練習試合は避ける。
- ③中体連強化期間(10日以内)は、平日に休止日を設定しなくてよい。但し、土曜日又は日曜日を休止日とする。活動時間も常識の範囲内で上記の時間を超えてもよい。その分の休養日は、それ以外の時期に確保する。
- ④中体連主催の県大会、東北大会、全国大会前の強化期間は③に準ずる。

①活動期間

毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、1年毎に新しく組織する。

②活動時間

- 1)夏期(4~10月)は18:30(18:45退下)までとする。
- 2)冬期(11~3月)は18:00(18:15退下)までとする。
- 3)原則朝練習は実施しないこととするが、夏季休業中はこの限りではない。
- 4)練習は、平日は2時間程度、学校の休業日(土曜日・日曜日・祝日、長期休業期間等)は3時間程度とする。

③休養日

- 1)学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。)原則、休養日は各部で設定する。
- 2)週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 3)定期試験前の期間や年末年始休業、学校閉庁日等における休止日の設定を含め、年間の休止日を今年度カウントしておく。
- 4)平日における部活動休止日は以下のように定める。

ア 定期テスト前1週間

イ 職員会議、校内研修、小中一貫教育研究協議会等がある日

ウ 中教研がある日

※大会等が間近にあり、どうしても活動が必要な場合は外部指導者等に活動の監督を依頼し、

校長の許可を得て活動するものとする。

5) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。

④活動の計画

1) 顧問は前月 25 日をめどに次の月の活動計画を教頭に提出する。

2) 顧問は年間活動計画を教頭に提出する。

3) 顧問は月別活動計画を職員室前連絡板に掲示する。

4) 教頭は年間・月別活動計画を保管しておく。

5) 顧問は学校外の活動に参加する際、事前にその旨を教頭まで報告する。

⑤確認事項

1) 顧問は計画的・効率的・効果的な活動になるように努める。

2) 顧問、外部指導者等が生徒の側で監督・指導する。顧問、外部指導者等が学校にいない時は、活動しないものとする。

3) 活動時の荷物について

部活動場所に、置き場所を決め、整頓して置く。(冬期間や雨天時も同様)

4) 冬期間・雨天時の廊下等の活動場所について

野球部は新校舎 1 F とし、陸上部は新校舎 1 F 及び旧校舎美術室前廊下、多目的室とする。

5) 部活動後の下校について

ア 部活動終了後は、寄り道などせずに帰宅させる。また、暗くなってから帰る場合は、できるだけ 2 人以上で帰らせるようにする。

イ 保護者に迎えに来てもらう場合は、本人が事前に部活動終了時刻を連絡しておき、時刻に合わせて迎えに来てもらうようにしておく。

ウ 土日及び春休み・夏休み中の部活動では自転車登校を認めるが、自転車は、TS マークがつき、改造されていないものとする。顧問が点検をし、違反があった場合は、自転車登校を禁止する。

6) 冬期の活動について

ア 体育館をバレー部、野球部、陸上部に割り当て、活動スペース・日にちを協議して確認する。

イ 体育館での合同トレーニングについては、実施の有無も含めて、冬季までに検討の機会を設ける。

7) 新型コロナウイルス感染症対策による措置などは、上記の規定に限らず優先して従う。

(5) 経費について

① 生徒会費、後援会費、父母会費等で賄う。

② 父母会費を徴収する場合は、父母会の了承並びに管理職の許可を得る。

③ 父母会費について、監査並びに会計報告を父母会に行う。管理職にも会計報告書を提出する。